

## 諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（建造物）
名 称 ・ 員 数	旧紫波郡役所庁舎 1 棟
所有者（保持者・団体）の 住所・氏名（名称）	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1・紫波町
文化財の所在場所	紫波郡紫波町日詰字西裏 23 番地 1
指 定 理 由	<p>旧紫波郡役所庁舎（以下、郡庁舎とも称す）は、建築の経緯、設計者、施工者、工事の内容などについては史資料に欠き詳らかでないが、岩手県の郡制施行後の明治 31 年（1898）3 月に建設されたと考えられている。大正 12 年（1923）3 月の郡制廃止後は、県の出入機関的な機能を担い、大正 15 年 6 月の県内各所の郡役所閉鎖に伴い、郡役所としての業務を停止している。</p> <p>昭和 2 年（1927）になると県は日詰町に建物を無償で貸し付け、日詰町は同町の公会堂として郡庁舎を使用したという（昭和 4 年頃に至り、県は郡庁舎を日詰町に払い下げている）。その後第二次世界大戦終戦まで郡農業会紫波支部、県生産農業連合会支部などといった農業関係の事務所として使用され、終戦後は県教職員組合紫波支部、紫波農業改良普及所などの公共出先機関の事務所として使用された。</p> <p>昭和 30 年（1955）4 月の町村合併で紫波町が誕生すると、建物は町役場庁舎として使用され、昭和 38 年 2 月の新役場庁舎竣工を機に、庁舎の第一会議室、同第二会議室のほか、町職業訓練協会ならびに紫波高等職業訓練校、町社会福祉協議会の事務所として使用されるようになった。</p> <p>平成 27 年（2015）に現在の役場庁舎建設が完成すると、町は役場機能のすべてを同庁舎に移転し、郡庁舎は役所としての建物機能を終了し今日に至っている。</p> <p>旧紫波郡役所庁舎は木造、2 階建、寄棟造、鉄板葺屋根の建築で、正面をほぼ西向きとし、中央位置に切妻屋根の玄関ポーチを、背面に流し場および便所を張り出している。このうち背面の張り出し部はごく新しい部材で構成されており、近年の改装によるものであることが明白である。</p> <p>玄関を入るとホールが背面まで貫いており、ホール北側は第 5 会議室、南側は西から縦覧室、階段室、廊下を配置し、階段室下は倉庫としている。2 階は北寄りに大会議室を配置し、南西隅の一室を職員室としている。</p> <p>正面および両側面は 1, 2 階とも上げ下げ窓を並列に配置し、背面は 1, 2 階とも南半の範囲に正側面同様の上げ下げ窓を並べている。外部壁面はペンキ塗装を施した下見板張りで、1, 2 階境に鉄板葺の見切りを設けている。小屋</p>

組はキングポストトラス組を基盤として寄棟屋根を形成し、全面瓦棒形式の鉄板葺としている。

内部の壁は間仕切り壁とも木摺り下地の土壁を基本とし、当初は白漆喰塗仕上げ、後世に黄大津壁仕上げないし白色塗装などで塗り替えている箇所がある。階段下倉庫内の壁以外はペンキ塗装を施した縦板張りの腰板壁を巡らせ、要所に出入り口などを設けている。各扉はガラス入りの片開き形式の木製建具を基本とし、窓は下方を上げ下げ窓、上方欄間は内倒し窓とし、それぞれガラス入りの木製建具としている。なお、2階大会議室南面壁の両面および職員室三方の腰板壁上方は、化粧石膏ボード張りなどの改装を行っている。

各室の天井は階段室上方天井と1階背面廊下の天井が棹縁天井で、その他は後世施工の石膏ボード張り天井。この石膏ボード張り天井の上部に、当初の天井が遺存し、大会議室には基盤を六角形とした角型ドーム状の笠を有する照明器具が残っている。各室の床は後世施工の床材によっている箇所が多く、現状床面下層に当初の床が遺存しているようである。

玄関ポーチは四隅に方形断面の柱を立て、正面両柱上に端部線形付の繫梁を渡し、同繫上に軒桁を組んで切妻屋根を受けている。天井は格縁天井で、格間の天井板は全体を市松模様状に見せる小割板張りとしている。以上の木部構成材は全面ペンキ塗装を施している。屋根は瓦棒形式の鉄板葺である。

以上、建物の構造形式の概要を記した。わが国では、幕末から明治初期にかけて洋風とも和風とも言い難い建築が国内各地に建設され、これらの建築は一般に擬洋風建築と呼称されている。このうちコロニアルスタイルの建築が見られる。コロニアルスタイルの建築は「ヴェランダ・コロニアル」「下見板コロニアル」「木骨石造」といった3種の形式に分類されるが、旧紫波郡役所庁舎の本屋は、簡素ながらゴシックの細部を取り入れた下見板コロニアル形式の擬洋風建築と言える。

擬洋風建築は用語が示すように、日本の伝統的な意匠である和風の意匠と西洋の意匠とが混在する。本屋は主として洋風意匠を、玄関ポーチは和風意匠を取り入れている点が、本建築の意匠上の特徴となっている。それぞれの意匠を見せている箇所を以下列記する。

[洋風意匠]

- ① 本屋2階の窓外部縦枠を簡易な柱頭飾りを用いたゴシック様式柱に見立て、ペディメントを乗せた上げ下げ窓としている点。
- ② 1階および2階の窓枠と扉枠をモールディング（線形）としている点。
- ③ 階段室中段付近に位置する垂壁受框下の持送り意匠。
- ④ 階段室2階部分の親柱付手摺意匠（親柱上部に見られる蛇腹状線形と基盤方形の角型ドーム造形等）。
- ⑤ 基盤を六角形とした角型ドーム状の笠を持つ2階大会議室の照明器具。
- ⑥ 玄関ポーチ正面破風板押懸魚（アカンサス模様の彫刻造形）。

などがある。

[和風意匠]

- ① 本屋の階段室および背面廊下の棹縁天井。
- ② 玄関ポーチ正面破風板尻の渦巻絵様と、妻梁端部の線形付木鼻および同木鼻見付の渦巻絵様。
- ③ 玄関ポーチ正面の妻構造（虹梁束形式）。
- ④ 玄関ポーチの格縁天井。
- ⑤ 玄関ポーチの菱組格子欄間と、同欄間下の持送り羽目板（蔓草模様の透かし彫り）。

などがある。

また、本屋小屋組をキングポストトラスとしている点は、2階大会議室に独立柱を立てることなく大スパンの室空間を確保する企図から採用した構法で注目される。

以上のように、旧紫波郡役所庁舎は比較的簡素な様相を持つ下見板コロニアル形式の擬洋風建築であり、本屋の造形意匠を洋風主体とし、玄関ポーチは本屋とは対照的に和風意匠を積極的に採用した意匠上の特徴を持つ。なかでも小屋組を本格的なキングポストトラス構造としている点は注目に値する。

旧紫波郡役所庁舎は数度の改装と改修を受けながら、建築としての骨格とこれを構成する諸材料の多くを今日まで維持している建築と言える。明治初年前後から国内の各地に建てられた擬洋風建築の一事例として貴重であるとともに、岩手県内に建設された郡役所庁舎のうち唯一現存する建築として、建築史的価値や歴史的価値、さらには岩手県内の郡行政機能を担った建築として価値が認められ、将来に渡り保存維持する必要がある建造物である。

【岩手県文化財指定基準】

第1 有形文化財指定基準 建造物の部

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁、石塔、鳥居等）の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの。

- (1) 意匠的に優秀なもの。
- (2) 技術的に優秀なもの。
- (3) 歴史的価値の高いもの。
- (4) 学術的価値の高いもの。
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの。



# 指定文化財調査報告書

調査員

窪寺 茂

令和3年 2月 5日

1 所有者の住所・氏名	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1 紫波町
2 文化財の所在場所	紫波郡紫波町日詰字西裏23番地1
3 種別	有形文化財（建造物）
4 名称	旧紫波郡役所庁舎
5 員数	1棟
6 品質・形状	木造 建築面積93.62㎡、2階建、寄棟造、鉄板葺、正面玄関ポーチ付
7 寸法・重量	本屋：桁行12.79m、梁間7.32m 玄関ポーチ：桁行2.80m、梁間2.73m
8 作者	不詳
9 時代又は年代	明治31年（1898年）
10 画讃・奥書・銘文等	
11 伝来	<p><b>【建物の沿革】</b></p> <p>旧紫波郡役所庁舎（以下、郡庁舎とも称す）は、岩手県における郡制施行後の明治31年（1898）3月に建設され、紫波郡1町14箇村の郡行政の中心として機能したものの、建築創建の経緯や設計者、施工者、工事の内容などについては史資料に欠き詳らかでない。</p> <p>大正12年（1923）3月の郡制廃止後は、県の出入機関的な機能を担った。大正15年6月の県内各所の郡役所閉鎖に伴い、郡庁舎も郡役所としての業務を停止している。昭和2年（1927）になると県は日詰町に建物を無償で貸し付ける。これにより日詰町は同町の公会堂として郡庁舎を使用したという（昭和4年頃に至り、県は郡庁舎を日詰町に払い下げている）。その後第二次世界大戦終戦まで、郡庁舎は郡農業会紫波支部、県生産農業連合会支部などといった農業関係の事務所として使用され、終戦後は県教職員組合紫波支部、紫波農業改良普及所などの公共出先機関の事務所として使用された。</p>

	<p>以上のように、郡庁舎の建物機能は時代を経る中で変化したが、昭和30年（1955）4月の町村合併で紫波町が誕生すると、建物は町役場庁舎として使用され、昭和38年2月の新役場庁舎竣工を機に、庁舎の第一会議室、同第二会議室のほか、町職業訓練協会ならびに紫波高等職業訓練校、町社会福祉協議会の事務所として使用されるようになった。</p> <p>平成27年（2015）に現在の役場庁舎建設が完成すると、町は役場機能のすべてを同庁舎に移転し、郡庁舎は役所としての建物機能を終了し今日に至っている。</p> <p>（参考文献）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文献1 一般社団法人岩手県建築士会編集『旧紫波郡役所建造物状況調査報告書』紫波町教育委員会、平成30年2月</li> <li>・文献2 紫波町史編さん委員会編『紫波町誌 第2巻』紫波町、昭和59年3月</li> </ul>
<p>12 その他</p>	<p><b>【保存状態】</b></p> <p>建物は本屋、玄関ポーチとも軸部の不同沈下と傾斜が生じ、内部床面の不陸が1階、2階とも生じている。木部に関しては、外部窓枠、扉枠などの造作材に若干腐朽箇所が認められるものの、軸部および小屋組などといった主要構造材には、保存に影響を及ぼすような腐朽や虫害は認められない。</p> <p>一方、外部のペンキ塗装は、経年による塗装の剥落・剥離が進行し、1、2階とも木地表面の露出が目立っている。建物南面と東面はかつて別棟建物が接続していたが、両棟を撤去した際に行った改修のまま現在に至っている。このうち背面北寄りの外壁は、別棟撤去後に行った波板鉄板覆いが施されている。</p> <p>このほか1階第5会議室、ならびに2階大会議室南面などの柱間装置が当初の様相から変更されている。また、一部の建具の取り替えと欠損が見られるものの、軸部、小屋組をはじめ、大部分の建具や造作材は当初材が今日まで遺存しており、歴史的建造物としての保存状態は比較的良好であると言える。</p>
<p>13 所見</p>	<p>旧紫波郡役所庁舎（以下、郡庁舎とも称す）は<b>【建物の沿革】</b>で記したように、創建時の経緯は不詳のもの、明治31年（1898）3月の建築と考えられている。木造、2階建、寄棟造、鉄板葺屋根の建築で、正面をほぼ西に向け、中央位置に切妻屋根の玄関ポーチを張り出している。本屋からの張り出し部はこのほか背面の流し場および便所があるが、同所の各構成部材はごく新しく、近年の改装によるものであることが明白である。</p> <p>玄関を入るとホールが背面まで貫いており、ホール北側は第5会議室、南側は西から縦覧室、階段室、廊下を配置し、階段室下は倉庫としている。2階は北寄りに大会議室を配置し、南西隅の一室を職員室としている。</p> <p>正面および両側面は1、2階とも上げ下げ窓を並列に配置し、背面は1、2階とも南半の範囲に正側面同様の上げ下げ窓を並べている。外部壁面はペンキ塗装を施した下見板張りで、1、2階境に鉄板葺の見切りを設けている。小</p>

屋組はキングポストトラス組を基盤として寄棟屋根を形成し、屋根は全面瓦棒形式の鉄板葺としている。

内部の壁は間仕切り壁とも木摺り下地の土壁を基本とし、当初は白漆喰塗仕上げ、後世に黄大津壁仕上げないし白色塗装などで塗り替えている箇所がある。階段下倉庫内の壁以外はペンキ塗装を施した縦板張りの腰板壁を巡らせ、要所に入出口などを設けている。各扉はガラス入りの片開き形式の木製建具を基本とし、窓は下方を上げ下げ窓、上方欄間は内倒し窓とし、それぞれガラス入りの木製建具としている。なお、2階大会議室南面壁の両面および職員室三方の腰板壁上方は、化粧石膏ボード張りなどの改装を行っている。

各室の天井は階段室上方天井と1階背面廊下の天井が棹縁天井で、その他は後世施工の石膏ボード張り天井。この石膏ボード張り天井の上部に、当初の天井が遺存し、大会議室には基盤を六角形とした角型ドーム状の笠を有する照明器具が残っている。各室の床は後世施工の床材によっている箇所が多く、現状床面下層に当初の床が遺存しているようである。

玄関ポーチは四隅に方形断面の柱を立て、正面両柱上に端部線形付の繫梁を渡し、同繫上に軒桁を組んで切妻屋根を受けている。天井は格縁天井で、格間の天井板は全体を市松模様状に見せる小割板張りとしている。以上の木部構成材は全面ペンキ塗装を施している。屋根は瓦棒形式の鉄板葺である。

建築創建後は、時期は不明なものの、建物使用の変化に伴う改修ないし改装が行なわれている。確認した主な改修ないし改装の内容は以下のとおりである。

- ① 建築当初の建物位置は現位置から約30m西側に位置し、昭和38年竣工の新庁舎（以下、昭和新庁舎と称す）建設に伴い、現位置に曳家されている。当初における建物の正面は東向きで、建物の背面と東面にはかつて別棟が接続していた（以上は文献1のp.7参照）。この別棟が建築当初から接続していたかどうかは詳らかでない。
- ② 内外部の木部の塗装は何回か塗り替えが行なわれている。箇所によっては建築当初の塗装層が遺存している（図50参照）。
- ③ 1階ホール東面に張り出している流し場および便所は構成部材がいずれもごく新しいので、近年の改装によるものであることが明らかである（図51参照）。ホール東面・背面張り出し部境には建具枠と二溝の鴨居が遺存しており、ある時期まで引違建具立ちであったことが分かる（図51、52参照）。
- ④ 1階第5会議室南面出入口の扉枠に旧蝶番金具等の取り付け痕が残るとともに、扉枠戸当りが第5会議室側に加工されているので、片開扉の開閉は、当初の内開き（室内側）から現在の外開き（ホール側）にしたことが分かる（図53参照）。ただし、扉開閉の向きを変更しただけで、扉自体は当初材である。
- ⑤ 1階第5会議室は当初の2室から現在の1室に改装された（図54、55

- 参照)。なお文献1によると、天井裏に旧間仕切り壁取り付けの痕跡が見られるという(文献1のp.11参照)。
- ⑥ 第5会議室東面出入口の西寄り腰板壁は2時代の部材から構成されており、東面壁体は改装を受けていることが分かる(図56、57参照)。この改装は昭和新庁舎建築を機に行なわれた背面接続棟の撤去ならびに建物曳家に伴うものと考えられる。
  - ⑦ 1階縦覧室北面出入口の片開扉は当初の内開き(室内側)から外開き(ホール側)に変更されている(図58、59参照)。
  - ⑧ 階段室東側廊下の南面は外壁面に渡廊下接続の痕跡が認められるので、過去に改装されていることが分かる(図61参照)。同廊下北面の扉および当初と思われる垂壁下方のベニヤ板壁は材が新しいので、垂壁下方の柱間装置は後世に設備されたものであることが明らかである(図62参照)。垂壁下方は元開放であったと思われる。
  - ⑨ 階段下倉庫南面の窓は材が新しいので、現窓廻りは後世に改装されていることが分かる(図20、61参照)。
  - ⑩ 階段室2階出入口廻りの手摺のうち、手摺子は全て材が新しい。また、同手摺子の木部着色が合成樹脂塗料で施されていると思われたので、手摺子は近年に取り替えられていると考えられる(図63参照)。
  - ⑪ 2階大会議室南面の壁面に張られている化粧石膏ボードと各扉は材が新しいので、後世の改装によるものであることが明らかである(図64参照)。なお文献1によると、大会議室の天井裏に、現南面壁位置とほぼ同じ位置に旧間仕切り壁が設けられている痕跡が見られるという(文献1のp.12参照)。
  - ⑫ 2階職員室の天井および北面以外の壁は後世に化粧石膏ボードを取り付け、北面はベニヤ板張りとした(図27、28、29、30参照)
  - ⑬ 各室の天井は、東側廊下と階段下倉庫および階段室上方天井を除き材が新しく、後世の改修によるものであることが明らかである。また、各室の床板は東側廊下の一部と階段下倉庫の床板を除き材が新しいので、後世の改装によるものであることが分かる。文献1によると、後補の天井上部に当初の天井が遺存しているという。2階大会議室の当初天井と、当初の照明器具(笠は基盤を六角平面形とした角型ドーム状笠)を確認した(図49参照)。
  - ⑭ 現在屋根は瓦棒形式の鉄板葺となっているが、大正15年頃の姿を写す古写真から、元は瓦葺であったことが分かる(文献1の口絵参照)。
  - ⑮ 内部各室の当初における土壁は、白漆喰仕上げによっていると推察したが、後世に何回かの補修塗りを施している。現在比較的綺麗な白色を呈している壁面は白色塗装によっている。
  - ⑯ 階段室南面および東面壁は、窓台位置から下方は現在黄大津壁仕上げとなっており、同位置から上方は白漆喰仕上げ壁となっている(図65参照)。また、1、2階の現白色を呈する各所壁の下層に黄大津壁仕上



げ層が確認されたので（図 66、67 参照）、施工時期と施工範囲は不詳ながら、階段室南面下方壁同様の壁仕様、すなわち黄大津壁仕上げが施されていた時期があったと推察される。

以上のように本屋は建物使用上の変化に伴う改修、改装が広範囲に行われているが、壁土や木部塗装を含めて、多くの当初材、および中古の材料が良く残っていると推察できた。扉および窓の場合は木部とともに当初のガラスが残っている。本屋のみならず、玄関ポーチの構成部材も同様で、建物全体に渡り、当初の構成部材の多くが今日まで維持されている点は注目される。

また、現在建物は不同沈下と軸部等の傾斜が進んでいるものの、建築当初の室構成が維持されており、旧紫波郡役所庁舎は旧来の骨格を維持して今日に至っていることが理解される。

ところで、わが国では幕末から明治初期にかけて洋風とも和風とも言い難い建築が国内各地に建設され始め、これらの建築は一般に「擬洋風建築」と呼称されている。このうちコロニアルスタイルの建築が見られる。コロニアルスタイルの建築は「ヴェランダ・コロニアル」「下見板コロニアル」「木骨石造」といった 3 種の形式に分類されるが、旧紫波郡役所庁舎の本屋は、簡素ながらゴシックの細部を取り入れた下見板コロニアル形式の建築と言える。

擬洋風建築は用語が示すように、日本の伝統的な意匠である和風の意匠と西洋の意匠とが混在する。旧紫波郡役所庁舎の場合、本屋は主として洋風意匠を、玄関ポーチは和風意匠を取り入れている点が、本建築の意匠上の特徴となっている。それぞれの意匠を見せている箇所を以下列記する。

[洋風意匠]

- ① 本屋 2 階の窓外部堅枠を簡易な柱頭飾りを用いたゴシック様式柱に見立て、ペディメントを乗せた上げ下げ窓としている点（図 38 参照）。
- ② 1 階および 2 階の窓枠と扉枠をモールディング（線形）としている点（図 39・40・41）。
- ③ 階段室中段付近に位置する垂壁受框下の持送り意匠（図 45・46）。
- ④ 階段室 2 階部分の親柱付手摺意匠（図 47・48、親柱上部に見られる蛇腹状線形と基盤方形の角型ドーム造形等）。
- ⑤ 基盤を六角形とした角型ドーム状の笠を持つ 2 階大会議室の照明器具（図 49）。
- ⑥ 玄関ポーチ正面破風板押懸魚（図 37、アカンサス模様の彫刻造形）。

などがある。

[和風意匠]

- ① 本屋の階段室および背面廊下の棹縁天井（図 18・24）。
- ② 玄関ポーチ正面破風板尻の渦巻絵様（陰刻）と、妻梁端部の線形付木鼻および同木鼻見付の渦巻絵様（図 36）。
- ③ 玄関ポーチ正面の妻構造（図 31、虹梁束形式）。
- ④ 玄関ポーチの格縁天井（図 33）。

⑤ 玄関ポーチの菱組格子欄間（図 31）と、同欄間下の持送り羽目板（図 35、蔓草模様の透かし彫り）。

などがある。

また、本屋小屋組をキングポストトラスとしている点は、2階大会議室に独立柱を立てることなく大スパンの室空間を確保する企図から採用した構法と考えられ注目される。

以上のように、旧紫波郡役所庁舎は比較的簡素な様相を持つ下見板コロニアル形式の擬洋風建築であり、本屋の造形意匠を洋風主体とし、玄関ポーチは本屋とは対照的に和風意匠を積極的に採用した意匠上の特徴を持つ。なかでも小屋組を本格的なキングポストトラス構造としている点は注目に値する。

旧紫波郡役所庁舎は数度の改装と改修を受けながら、建築としての骨格とこれを構成する諸材料の多くを今日まで維持している建築と言える。明治初年前後から国内の各地に建てられた擬洋風建築の一事例として貴重であるとともに、岩手県内に建設された郡役所庁舎のうち唯一現存する建築として、建築史的価値や歴史的価値、さらには岩手県内の郡行政機能を担った建築として価値が認められ、将来に渡り保存維持する必要がある建造物と言える。

（参考文献）

- ・文献 1 一般社団法人岩手県建築士会編集『旧紫波郡役所建造物状況調査報告書』紫波町教育委員会、平成 30 年 2 月
- ・文献 2 清水重敦著『日本の美術 第 446 号 擬洋風建築』至文堂、2003 年 7 月